

# 全国一般神奈川

発行者  
 全国一般労働組合全国協議会神奈川  
 横浜市中区翁町1-5-14  
 新見翁ビル4F  
 TEL. FAX.  
 045-319-4391

## 21春闘をとともに闘おう！

### 労働条件は使用者と労働組合との協議で決定していくルールも確立を！

21春闘がスタートした。コロナ禍、緊急事態宣言が継続している真只中で私たちは21春闘に取り組む。明らかにこれまで経験したことのない状況での春闘となる。また、改めて職場の労働条件改善の取り組みや、企業内だけの取り組みだけでは一つも前に進まない状況であることも明らかになり、今春闘で私たちが何を取り進むのか明確にしながら進めていきたい。

全国一般全国協は1月30、31日、リモートで各県代表者会議を開催し、春闘方針を確認してきた。メインスローガンは「8時間働けば暮らせる社会を実現しよう」誰でもどこでも1日8時間、週40時間労働で持続可能な生活が営める社会の実現しよう。この議論の経緯を踏まえ、2月28日支部代、春闘学習会で議論し、21春闘方針を確認していききたい。

神奈川の取り組みの第一は、各職場で春闘を取り組むことである。雇用と労働条件を守るためにも、職場に組合を根付かせ、労働条件については使用者と労働組合との協議で決定していくルールを職場で確立することである。次に、最賃の大幅アップ等、非正規労働者の均等待遇の実現である。増え続ける非正規労働者の待遇改善なくして「8時間働ける生活」は不可能である。更に、コロナ禍で厳しい状況下にある非正規労働者の雇用と生活を守る取り組みが必要だ。県共闘神奈川労働相談センターには「仕事を減らされた」「雇用調整助成金がもらえない」との相談がきている。地域の仲間と共に、コロナ禍で厳しい状況に立たされている労働者と連携していかなければならない。同時にコロナ禍で命と生活を守る取り組みが必要となっている。労働者だけでなく、すべての生活者が持続した生活を守るために、国の政策等使えるものをなんでも利用しながら命と生活を守る取り組みが求められている。当然、私たちがだけで、あるいは今春闘で実現できる課題ではないが、私たちが雇用を守り、安心して生活を営んでいくために一歩一歩前に進めていきたい。コロナ禍を経験したことが、次の社会の実現に向けた取り組みに活かしながら、職場、地域を繋いだ春闘に取り組もう。生きるため、生き抜くための21春闘をとともに闘おう！

(委員長 沢口)

### スケジュール

- 2月10日 19時 事務所 神奈川合同支部会議
- 2月11日 12日 岡部事務所 しらゆり歯科法対
- 2月12日 18時 横浜YMC A 横浜YMC A 団体交渉
- 2月12日 19時 事務所 県共闘幹事会
- 2月14日 10時 事務所 機関紙発送作業
- 2月15日 19時 事務所 第5回担当者会議
- 2月18日 19時 事務所 神奈川労働相談センター会議
- 2月19日 12時 経団連前 権利春闘総行動
- 2月20日 14時 事務所 みんなの未来計画会議
- 2月20日 18時 海老名 エイボン会議
- 2月21日 12時 事務所 横浜交通開発会議
- 2月21日 13時 事務所 横浜YMC A 会議
- 2月21日 14時 寿公園 寿労働相談
- 2月25日 17時30分 西口 JAL 横浜西口情宣行動
- 2月25日 19時 事務所 県共闘事務局会議
- 2月28日 14時 L プラザ 第5回支部代表者会議 春闘学習会
- 3月2日 15時30分 東京高裁817 しらゆり歯科第一回控訴審
- 3月6日 14時 事務所 郵政会議

# 全国一般全国協各県代表者会議に参加して

1月30日、31日と2日 新型コロナウイルスの全国的拡大による間にわたって全国協の各県代がズーム方式で行われ、1日目の30日に関内事務所に於いてリモートで参加しました。1日目は、21春闘方針案の提案、その後東大名教授の田端博邦氏による講演、最後にユニオン北九州からの組織化をテーマとした活動報告という構成でした。

安倍・菅政権のもとで広がり続けてきた貧困と格差は、

新型コロナの全国的拡大によって急速に加速しています。特に非正規や女性、中小企業労働者の生活は危機的な状況にあり、中小零細企業労働者の生活・命を守る砦として全国協の責務を改めて再認識する必要性が冒頭、平賀委員長から発信されました。続いて渡辺書記長より21春闘の柱として、昨年までと違いベアスアップの統一金額は設定せず、8時間働けば暮らせる社会の実現のため、各職場で状況に即した具体的賃金要求を地道に行うことや、「パート・有期労働法」を活用した同一労働同一賃金の獲得などが提起されました。

「労働組合への期待」というテーマでの田端教授の講演では、組織率が低下している現状に対して、現在の労働運動自体に社会の在り方を変え、という視点が欠けている、使用者との個別の労使関係を超えた目指すべき社会像が示せていない、その結果として経済界や保守政権が目論んでいる、組合を企業内組合化する分断化戦略が進んでいるという分析が示されました。

最後のユニオン北九州本村委員長による組織化報告の中では、25年前に9名からスタートした組合が、680人目の加入により各県代開催時点で165名の組合員数になったデータが示されました。

1人から70名まで組織化した分会がある一方で、数字差が示すように個人加盟から職場で組合を継続することの難しさは、地域合同労組の共通の課題です。

私たちが神奈川でも医療や介護などテレワークができない業種の労働環境の過酷化だけでなく、休業やシフト減少など生活基盤を脅かす難しい状況も発生しています。地域合同労組の強みは他業種・他職場の労働条件や職場環境向上の取り組みを共有化できることです。雇用の安定と生活できる賃金の実現のために、各々の組合員が当事者として職場の状況・特有の問題と向き合いながら、地域合同労組としての強みを生かして21春闘をともに闘っていきましょう。

(八木)

## 3月2日 高裁の闘いへ！

# しらゆり歯科

安全で働きやすい職場、衛生環境改善に努めながら働いていた組合員2名の不当な懲戒解雇は、昨年11月26日の横浜地裁判決で撤回されました。しかし、懲戒解雇が撤回されたにもかかわらず雇用継続は果たされず12月7日に東京高裁へ控訴しました。この間、控訴理由書の作成や茅ヶ崎駅南口で、上林医院長は、

労働委員会に出廷し証言に立ち、雇止め理由を話してください、と朝ビラ行動を取り組みながら第1回高裁開廷の準備をしていましたが、いよいよ3月2日第1回高裁で闘いが始まりです。ご支援をよろしくお願ひいたします。

また、県労委の不当労働行為申立の闘いは、組合側の証人尋問を終え、1月29日に開催され

【高裁期日】 3月2日13時20分  
 場所 東京高裁8-17号法廷にて

【県労委期日】 3月15日11時  
 場所 労働委員会1プラザ7階

た調査で、会社側の証人尋問は会社側が証人出廷を拒否しているため行わないこととなり、求積明と最終陳述書を次回3月15日までに提出することを確認し調査は終了しました。不当労働行為救済申し立ての闘いは終盤にさしかかって来りました。

今、コロナ禍で多くのパート、アルバイトが職を失っています。経営者がいとも簡単に解雇や雇止めができる社会ではなく、ともに助け、支えあえる社会を求めこの闘いに連帯とご支援をよろしくお願ひいたします。(佐藤)

### 忘れていませんか？ 21春闘アンケート

組合員の皆様へ 1月機関紙と共に郵送しました21春闘アンケート用紙が、続々と事務所に届いています。お忘れの方はいますぐ、以下のQRコードアドレスまで写メでお送り下さい！

コロナ禍の下で労働条件の低下、格差の拡大が進行しています。職場から、地域からの要求作りと点検のためにアンケートを実施しています。21春闘での要求実現に向けて頑張りましょう！

